

国土交通省近畿運輸局

問い合わせ先

(所属) 自動車交通部 旅客第二課

(担当) 小西・北本

(電話) 06-6949-6446

令和5年12月12日

京都北部地区のタクシー運賃の改定審査開始について

～タクシー運賃改定を行います～

近畿運輸局では、令和5年9月から12月にかけて京都北部地区における法人タクシー事業者の保有する車両数の70%を超える事業者から運賃変更申請があったことを受け、運賃改定の必要性を検討した結果、運賃改定審査を開始することを決定しましたので、お知らせいたします。

【京都北部地区】…京都府綾部市、福知山市、舞鶴市、宮津市、亀岡市、京丹後市、南丹市、与謝郡、船井郡、京都市（ただし、平成17年4月1日に編入された旧北桑田郡京北町の区域に限る。）

1. 運賃変更申請状況

(1) 申請の期間

令和5年9月15日～令和5年12月15日（3ヶ月）

(2) 申請事業者数（令和5年12月4日時点）

6者（対象地域の法人事業者数 12者）

(3) 申請事業者の車両数（令和5年12月4日時点）

227両（対象地域の全体車両数 267両）

(4) 申請率（令和5年12月4日時点）

85.02%

2. 運賃変更申請の概要（※）

(1) 普通車の運賃

① 初乗距離 1.3km（現行 1.3km）

② 初乗運賃 600円（現行上限 570円）

(2) 改定率 7.8% ～ 15.1%（平均改定率 10.8%）

※あくまで申請内容を記載しており、運賃の内容や改定率は今後の審査により決定します。

配布先

青灯クラブ

近畿電鉄記者クラブ

京都府政記者クラブ

陸運記者会（ハイタク部会）